

令和4年度 南大隅町議会定例会9月会議 会議録（第2号）

招集年月日 令和 4年 4月 4日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和 4年 4月 4日

開 議 令和 4年 9月 9日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

1番 後藤道子君	6番 上之園健三君	10番 幸福恵吾君
2番 森田重義君	7番 津崎淳子君	11番 大坪満寿子君
3番 日高孝壽君	8番 平瀬十助君	12番 木佐貫徳和君
5番 浪瀬敦郎君	9番 大村明雄君	13番 松元勇治君

欠席議員 な し

会議録署名議員：（1番）後藤道子さん （2番）森田重義君

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木秀君 （書記）平瀬戸ゆかり君
 （書記）土持一君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石畑博君	介護福祉課長	中村喜寿君
副町長	竹野洋一君	経済課長	新保哲郎君
教育長	山崎洋一君	教育振興課長	浜田幸夫君
総務課長	熊之細等君	税務課長	畦地明浩君
支所長	坂口達郎君	建設課長	中之浦伸一君
会計管理者	黒江鳴美君	建設課技術統括監	竹野広美君
企画課長	相羽康徳君	町民保健課長	上大川秋広君
商工観光課長	愛甲真一君	総務課課長補佐	古殿裕一郎君
		総務課係長	原琢磨君

議事日程： 別紙のとおり
 会議に付した事件： 議事日程のとおり
 議事の経過： 別紙のとおり

散 会 令和4年 9月 9日 午後 1時36分

議 事 日 程

(一般質問)

日程第 1 一 般 質 問

< 休憩 : 議会議事堂において全員協議会 >

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 2 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件
日程第 3 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件
日程第 4 議案第 16号 消防小型動力ポンプ付積載自動車購入契約の締結について議決を求める件
日程第 5 議案第 17号 南大隅町青少年研修基金条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 6 議案第 18号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 7 議案第 19号 南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 8 議案第 20号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件
日程第 9 議案第 21号 南大隅町過疎地域持続的発展計画の変更について議決を求める件

(議案上程、説明)

- 日程第 10 議案第 22号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算(第6号)について
日程第 11 議案第 23号 令和4年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第 12 議案第 24号 令和4年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)について

開 会

議長（松元勇治君）

ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。

▼ 日程第1 一般質問

議長（松元勇治君）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

まず、浪瀬敦郎君の発言を許します。

[5 番 浪瀬 敦郎 君 登壇]

5 番（浪瀬敦郎君）

おはようございます。

一般質問2日目でございますが、よろしくお願ひいたします。

6番浪瀬でございます。

コロナ禍により、この夏はコロナ感染者数も一時的に増えましたが、子供たちも夏休みが無事終わり、各学校では運動会の開催など忙しい2学期が始まりました。

また、先週は全日本大学対抗自転車競技大会も本町で開催され、一時的には交流人口も増え、宿泊や弁当など経済効果もあったのではと感じております。また反面、痛ましい落車事故が発生し残念であります。1名が亡くなりました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、今回3問7項について一般質問をいたします。

まず第1問として、町長は施政方針で掲げておられます農業公社の設立について農家の関心も高いことから、進捗状況と方向性として、改めて、①公社設立の目的、②今後の組織体制と③設立までのスケジュールの3項について伺います。

第2問は、町道整備について。パノラマパークへの町道塩入横別府線が改良中ではありますが、旧大久保池周辺の改良が中断しております。今後の工事計画と、山本尾之上地区からの路線の改良は考えられないか伺います。

次に、第3問として町独自の各種助成についてですが、これまでも関係の質問をさせていただいておりますが、町民への支援の在り方として、まずネッピー館温泉入浴券の利用状況と、また、町民が利用する各種サービスについて、共通チケット的な対応は考えられないか、町長の考えを伺います。

高齢化率の高い本町における今後について、地域住民の声を町政に届ける意味から、私なりの考え方を述べさせていただきます。

以上、壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

おはようございます。

一般質問 2 日目ですが、よろしくお願いたします。

浪瀬敦郎議員の第 1 問、施政方針で、南大隅町農業公社の設立を目指し準備を進めるとしているが、現在の進捗状況と今後の方向性についての第 1 問、農業公社設立の目的を伺うとのご質問でございますが、本町の農業振興ビジョンにおきまして、農業が直面する最大のテーマを「持続可能な農業の振興」と集約し、「温故創新の農業改革」を本町農業の理念としております。

また、「南大隅町第 2 次総合振興計画」、施策の大綱には、「農業経営の安定化と持続的な発展に向け、農業生産基盤の整備を図るとともに、農業の魅力づくりと活性化を図る」ことが謳われているところでございます。

これらを具現化するために、効率的かつ効果的に機能する、実働的な農業の支援組織として、農業公社を設立し、行政機関並びに関係団体との連携の下、本町農業の持続的な振興を図ることを目的としております。

5 番（浪瀬敦郎君）

農業公社での事業とそういう内容は分かりますか。農業公社の事業内容。

町長（石畑博君）

経済課長に答弁させます。

経済課長（新保哲郎君）

公社の事業内容といたしまして、総合相談支援事業、就農者育成支援事業、農業経営支援事業、そして、耕作放棄地対策事業などの事業を領域として検討しております。準備が整った状況を鑑み、実施していくという形で考えておるところでございます。

5 番（浪瀬敦郎君）

たまに U ターン I ターンの就農者と研修生と話もあるんですが、この町でなかなか農家の方が認定農家ですか、優しくて働きやすいという有り難い言葉をいただいております。こういう方々が最後まで就農できるようにその点は努力していただきたい。

また、南州エコプロジェクトの飼料の作製ですか、耕作地放棄地を利用したこれとダブるんですかね。同じような事業も入ってますか。

町長（石畑博君）

南州エコプロジェクトさんとの業務とは全然別物でそれぞれは別になっております。

5 番（浪瀬敦郎君）

できるだけ飼料肥料が高騰しておりますので、できるだけ早くこういう農家さんにとって嬉しいことになるように事業を始めていただきたいと思います。次、お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

浪瀬議員の第1問第②項、農業公社の組織体制を伺うとのご質問でございます。公社の組織体制としまして、任意団体とする選択肢もございますが、社会的信用度確保などの観点から、法人格を検討をいたしております。

設立時の法人形態としまして、「一般財団法人」を設立し、将来的には「公益財団法人」に移行することを目指す考え方であります。

5番（浪瀬敦郎君）

気になることはやっぱり財源がどれぐらいいるのか。そしてまた、以前、観光協会設立これで色々議会も批判を受けたような格好でございます。

教育産業委員会が所管事務調査に行きましたところが、議会だよりに載ってるんですが、やっぱり何か苦勞をしていらっしゃるような内容も書いてあるんですね。

だから、そこらが色んな理事会が立ち上がっていると思うんですが、こういう方々の努力されて前向きの検討に変わるように努力をしていただきたいと思えます。

町長も大変でしょうけど町内の農家さんのため、是非設立はよろしく願いいたしたいと私個人的にはそう思っております。どうかその点ご配慮をいただきたい。

次、お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、浪瀬議員の第1問第③項、今後のスケジュールを伺うとのご質問でございますが、農業公社の設立については、令和3年度に設立構想委員会として県、JA、農業委員会、共済組合など関係機関並びに農家の方やI・Uターンで町に就農されている方、有識者として選定させていただいた方、併せて17名の方に委員委嘱を行いまして、昨年12月、本年3月に会議を開催し、本町農業公社の設立に向けて検討協議をいただいております。

そして、本年度は、関係機関や有識者併せて、同じく17名の方々に委員委嘱を行い、設立準備委員会として会議を開催いたして、様々なご意見を賜りながら農業公社の経営管理体制、事業実施内容などについて最終調整を行い、農業公社が関係者にとって利用しやすく、かつ魅力ある公社となるよう慎重に協議してまいります。

5番（浪瀬敦郎君）

ちょっとお聞き忘れしたんですが、事務所の設定はどの場所とか大体構想があるんですか。

町長（石畑博君）

現段階では、それぞれの委員の方々のご意見、ご意向の中では、やはり経済課・農業委員会と隣接する場所がいいというそういった意向が多いですので、庁舎内

ということで空いたスペースがございますので、そこに設立をしようとする予定でございます。

5 番（浪瀬敦郎君）

できるだけ農家の方々が現場から気楽に入れるような体制の事務所作りを考えていただきたい。

そしてまた、佐多地区と根占地区の認定農家ですかね。この数は分かりますか。

町長（石畑博君）

経済課長に答弁をさせます。

経済課長（新保哲郎君）

認定農業者の会員数ということでございますけども、申し訳ありません。今ここに正確なちょっと数字を持ち合わせておりませんで申し訳ありません。今、数字のほうは申すことができません。

5 番（浪瀬敦郎君）

そこを知りたかったんですが、何故かというのと、どうも佐多地区の方が色々な面において根占からすると不便を感じると。畜産等そういう関係じゃなくても全ての面においてそういう思いを持っていらっしゃいますので、できれば佐多支所になり畜産技師とか、前いらっしゃった持留議員もそう意見も出されたんですが、そういう計画は農業公社になっても実現しないのでしょうか。

町長（石畑博君）

農業者の方々への支援については、町内一円やっぱり公平にしないとイケませんので、今この設立構想委員会、そしてまた、その構想委員会の中でも、佐多地区の方々からもそういった要望も来ておりますので、要は、利活用する資機材等については、やはり皆さんが利用しやすい形の設置の位置、設置の在り方等をしていただきたいという農業専門の方々からの意見もありますので、幅広い意見を聞いて農家の方々がやはり良かったと言ってもらえんといけませんので、その方向になるような形で、設立に向けては全体の調整をしていきたいというふうに考えております。

5 番（浪瀬敦郎君）

できるだけ町民の意見を聞いて、要望を叶えていただけるように要望いたします。

次、お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に浪瀬議員の第2問、町道塩入横別府線の道路整備についての第①項、大久保自治会内の旧大久保池付近工事の状況を伺うとのご質問でございしますが、町道塩入横別府線は、根占川南塩入地区から馬場川自治会、尾之上自治会を經由し、

栗之脇自治会へ至る、実延長 8 千 7 百 45.2 メートルの一級町道で、地域の生活道路やパノラマパーク西原台へのアクセス道路として活用されている状況でございます。

現状といたしましては、大久保自治会内を通行しない新たな路線のための掘削工事 2 百メートルを、平成 29 年度に施工し、現在は、掘削区間前後の線形や現道への取り付けについて調査している状況でございます。今後につきましては、掘削完了区間の供用に向けた整備を進めることとしており、残る未整備区間につきましては、改良効果の高い箇所を整備を実施し、通行の安全性向上と早期の効果発現に努めてまいりたいと予定でございます。

5 番（浪瀬敦郎君）

今後、残りの工事費どれぐらいの想定がしてあるのか、分かったら教えてください。

町長（石畑博君）

担当課長に説明させます。

建設課長（中之浦伸一君）

辺塚根占線県道のそこからパノラマパーク西原台の入り口のところまでの残りの事業費ということでお答えいたします。

出口栗之脇線これが残り 6 百 17m ほどございます。そちらが概算ですけれども事業費が 1 億円と見込んでおります。

それから、それに接続する塩入横別府線、それが延長が 1 千 4 百 59m ほど残っておりますので、そちらのほうの概算で事業費が 2 億、合計 3 億というふうに見込んでいるところでございます。

5 番（浪瀬敦郎君）

うちの町の財政にとっては巨額な投資だと思うんです。雄川の滝、岬公園、相当な観光施設にお金を費やしております。

私はもう西原はいいんじゃないかというような個人的には思うんですけど、とりあえずですね、とりあえず掘削した場所を簡易舗装でもいいですから、そこを通過すれば自治会内を通らなくてもいいわけですね。何件か自治会内でトラブルがある話を聞いております。道幅が狭いですから。

そこらを是非、早急に、早急にやっていただければ有り難いかなと思います。それはどうでしょうか。

建設課長（中之浦伸一君）

おっしゃるとおり、大久保自治会内を通らずにバイパス的な機能が発揮できる掘削箇所でございますので、そちらの舗装、それから現道への取り付け、そこ辺りを今検討しておりますので、なるべく早期に実現できるように進めてまいりたいと考えております。

5 番（浪瀬敦郎君）

是非よろしくお願ひします。

次、お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に浪瀬議員の第2問第②項、山本地区からの路線改良は、考えられないか何うとのご質問でございます。

山本地区からの路線は、蛇行、狭小な箇所もあり、改良の必要性は理解しておりますが、これまで、町道出口栗之脇線と併せて整備してきておりますので、引き続き、横別府側からの整備を優先し、事業効果の早期発現に努めてまいりたいと考えております。

なお、山本地区からの路線につきましては、通行車両も多いことから、現道の点検、伐採等を行い、安全性確保に努めてまいります。

5番（浪瀬敦郎君）

今の説明で納得はするんですが、観光者だけじゃなくて農業をされる、畜産、結局あそこが通行止めになると、この前1回営林署関係ですか、何かの伐採があって、1週間10日ぐらい通行止めにされたんですね。

そうした場合に、横別府出口からずっと回って往復、帰りも当然そうなるんですが苦勞をされたと。

だから、狭いところは極端な狭いところがあるんであればそこだけは何とか考えを持って広くして、場所的にあればですねそこらを検討していただきたい。どうですか。

町長（石畑博君）

山本からの道路については、ご承知のとおり、非常に一級町道ですけれども、部分的には4メートル弱のところもある中で、非常にこのパノラマパークへは現在山本からが多いわけございまして、狭小の部分で細かい事故も聞いているところでもあります。

先日の通行止めは、森林の伐採・主伐による部分でしたので、そこについては期間を限定した形で、ご迷惑をおかけしたんですけどもご了承をいただいたところでもあります。

部分的には改良という部分のところにつきましては、前方の視距が悪い場所に限って視距改良的な部分はしていきたいと思いますが、全面的な改良については、九州農政局の国営南部開発事業の畑かんの送水管の本管が栗之脇から大浜に通ってるかん道がございまして、そこについてはなかなか事業費の関係等で出来ませんので、今議員がおっしゃいましたとおり、通行の利便性を上げるための部分的な改良、そしてまた、倒木、そして支障木の伐採については随時行っていきたいというふうに考えます。

5番（浪瀬敦郎君）

パノラマ台に行く看板を山本地区は廃止できんとですかね。上から一本化する、そこらはどうでしょうか。商工観光課なり。

町長（石畑博君）

看板については、当時、平成 13 年に出来ましたパノラマパークに対して鹿児島県も力を入れていただくということで、鹿児島県として看板も作っていただいております。その後、通行量が多くなった関係で、新たな道幅を広くするという部分で山本からと横別府からの比較検討をした中では、事業費が横別府から安いということで広い道から行っていただくという流れが今出来つつありまして、まだ完了はしておりませんが、いずれにしても、このカーナビなんかの設定をしますと、短い距離での距離でいきますと山本方向にも行ったりするものから、今後、観光振興と併せて撤去すべきなのかどうかも含めて、利用される方々の実態に合わせてちょっと対応していければというふうに思います。

5 番（浪瀬敦郎君）

よく理解しました。
では、次お願いします。

議長（松元勇治君）

ここで次の質問に行く前に、先ほどの農業公社の中での経済課の未回答の部分の説明をお願いします。

経済課長（新保哲郎君）

認定農業者の数につきまして戸数につきましてお答えさせていただきます。
根占地区が 80 戸、佐多地区が 48 戸、合計の 128 戸の認定農業者の方がいらっしゃいます。これは 4 月 1 日現在ということでよろしくをお願いします。
申し訳ありませんでした。

議長（松元勇治君）

この回答でよろしいですか。

（「はい。」との声あり。）

議長（松元勇治君）

これについてなかったら次行きます。
次の質問をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、浪瀬議員の第 3 問、町独自の各種助成についての第①項、ネッピー温泉入浴券利用者の状況について伺うとのご質問でございますが、本町の温泉保養助成利用券につきましては、20 歳以上の町民の方に健康回復、増進を図ることを目的に、20 歳以上 65 歳未満に対し 30 枚、65 歳以上 75 歳未満に対し 40 枚、75 歳以上の住民に対し、令和 4 年度から 10 枚増やしまして 50 枚の利用券を交付いたしております。

令和 3 年度におきましては、20 歳以上 65 歳未満に 345 名、65 歳以上に 595 名

の計 940 名に 34,150 枚の利用券を交付いたしております。交付率は、20 歳以上の対象人口に対して、15.62%でございます。

うち、17,981 枚が利用され、利用率は 52.65%となったところであります。

5 番（浪瀬敦郎君）

この私の発想を他の自治体に参考事例はないか分かりますか。参考事例、こういうフリーチケットなりの。

（「・・・」声あり。音声不明瞭）

5 番（浪瀬敦郎君）

すみません。

利用率が 52.65%と割と高いことは高いですよ。

錦江町は 15 枚しか発行してないんですね。この前の議会の答弁書で、「それを増やす気はない」という町長の答弁でございます。

うちは、最低 30 枚は発行、20 歳で 30 枚かな、あと 60 歳以上が 40 枚、その上
が 50 枚とか段階的にあるんですが、佐多地区、根占地区での発行件数が分かりますか。

町長（石畑博君）

担当課長に説明させます。

町民保健課長（上大川秋広君）

地区ごとの利用券の交付枚数でございますが、根占地区が 28,900 枚、佐多地区が 5,250 枚交付しております。

5 番（浪瀬敦郎君）

課長、この差は何でこんなに出るか、人口もあるんですが、他に理由が考えられませんか。

町民保健課長（上大川秋広君）

理由につきましてはちょっとあれなんですけども、一応人口割にいたしまして、根占地区が大体 18.51%の交付で、佐多地区が 8.39%の交付率でございます、温泉が好きな方が根占のほうが多いのかなというふうな感じはしますけれども。

5 番（浪瀬敦郎君）

当初はスタート時は国保だけの方が対象だったと思うんですよ。発券はですね。それで私もちょっと不審に思って、ある時、その当時の町議の方がみえて、「この温泉の修理は財源は何ですか。」と聞いたら、「これはもちろん町税ですよ。」と。「町税だったらみんな税金をしてるがね。」ということで、その後、今の段階に改正された。

それと、佐多地区は温泉があったんですよ。佐多支所にありましたよね確か。それを何故廃止に、この温泉というのは健康増進保持のための温泉と聞いております。佐多地区の方が当初、小さな風呂でもいいから欲しいなという声もお聞き

しておりました。それは残念ながら実現できませんけど。何とか佐多岬ホテルにしろお客が来ないから風呂を小さくして、いってみたらカッコ悪いですよ。そういう発想をやめていただいて、できるだけ広い、町民にできるだけ平等性を持つように出来ないものか。

肝付町の議会でも、住民の方が、肝付町と合併してから高山・内之浦こういう制度の差が大きすぎるといふ声も載っております。そこらを考えで持っているものですからこういう発想をしております。

町長、次お願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

浪瀬議員の第②項、各部署で発行している助成券をフリーチケットとして発行する考えはないか伺うとのご質問でございますが、温泉利用券をはじめ、各種助成券は、その目的、対象者、財源がそれぞれ異なっており、ひとつに統合することは、その趣旨から逸脱することとなるため、厳しいものがあります。

ただし、フリーチケットの利便性を考慮するなど、その可能性を含めて、今後の在り方については検討していきたいと思っております。

5番（浪瀬敦郎君）

この共通券に関しては、自主財源になる可能性が高いと思うんですね。だから、そこらをどこか先進地のこういう事業、町であるかないか担当部署で分かりませんか。

町長（石畑博君）

担当課長に答弁させます。

介護福祉課長（中村喜寿君）

ただいまの先進事例ということでございますが、このような各種助成券を1枚のひとつに纏めたということの話はちょっとこちらのほうでも確認が出来ておりません。

ただし、経済効果を高めるための、例えば、商品券の給付であったり、そういったものについては、各種幾つもの自治体のほうでこういった事例が見られるところでございます。

5番（浪瀬敦郎君）

昨日も上之園議員がおっしゃいました買い物支援、こういうのも考えて我が町で先進事例を作ればいいんじゃないかと思うんです。だから担当課が話し合っ、最後には町長の決断だろうと思うんですが、是非この高齢化の町を守るために、教育長も去っていきますけどね、そういう高齢者をね私は守りたい、自分もなんです。

田舎に行けば行くほど、辺塚の方々が温泉って考えたこともないでしょうね。だから前も言ったように、今年間6,000円ですか40枚で、高齢者は50枚、その額を掛けた金額で1日でもいいから1日遠足で、地名を言うと辺塚。温泉に行き

ませんか、お昼も出ますよということで十分金額的には足りると思うんですよ。年に1回でもそうしていただければ恩恵が有り難さが分かって、「わぁ良い町だと」、「良かった」とかいう声が出る可能性もあると思うんです。

だからそこらも十分考えていただいて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（松元勇治君）

次に、津崎淳子さんの発言を許します。

[7番 津崎 淳子 さん 登壇]

7番（津崎淳子さん）

おはようございます。暑さが少しずつ和らぎ、赤トンボが飛んでいるのを見ると、秋が近づいてきたのを感じます。家の前のイチョウも銀杏も色付きつつありましたが、先日の台風でたくさんの銀杏も葉も散り落ちました。

我が町で大きな被害もなく安堵してましたが、これからが台風シーズンで、また、ほかの地域では、線状降水帯による、大雨被害も多発しております。

油断は出来ません。

今までに、防災について何度か一般質問を行っていましたが、今回は、2問質問します。

1問①項、3月の末をもって防災専門監が不在となったが、今後の防災体制について伺います。

②項、防災、災害避難情報の周知方法について伺います。

次に、南大隅町根占図書館は、明治16年に創設され、全国では4番目、九州では最古と言われる歴史ある図書館です。来年度は、創立140周年を迎えます。迎えるにあたり、現在の図書館の運営について質問します。

2問①項、コロナ禍により利用者に影響があったか伺います。

②項、現在実施されている事業について伺います。

最後に、③項、来年度南大隅町根占図書館創立140周年記念の施策を考えられているのか伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

津崎淳子議員の第1問、防災についての第①項、3月をもって防災専門監が不在となったが、今後の防災体制について伺うとのことのご質問でございます。

本年4月から、消防防災支援員を配置しております。これまでの消防職員としての専門的な知識や経験を生かして、消防防災力向上のための支援を担っております。

7番（津崎淳子さん）

消防防災支援員の業務内容を教えてください。

町長（石畑博君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（熊之細等君）

消防防災支援員につきましては、これまで、消防職員としての専門的な知識や経験を生かして、主に消防訓練等の企画立案、指導や、住民、法人等が行う、防災訓練への助言など、災害発生時の被災状況の情報収集、災害対応に関する進捗管理、災害対策本部長等への助言等の業務が内容となっているところでございます。

7番（津崎淳子さん）

今までの防災専門監とほぼ同じような業務内容となるのでしょうか。それとはまた全く別な業務内容となるのか。

総務課長（熊之細等君）

はい、今までの防災専門監とほぼ同じというふうに考えております。

なお、消防職員としての知識がございますので、そこらを中心に、していただきたいというふうに思っております。

7番（津崎淳子さん）

では、以前よりも、より、消防のほうも、また専門ということで詳しくなるということですが、今までされてた防災出前講座というのは引き続きされるのでしょうか。

総務課長（熊之細等君）

はい、本年度におきましても、これまでに、根占佐多地区の高齢者いきいき学級で、2回、出前講座を実施しております。

また、9月中にも今後ですけれども、1回計画があるところでございます。

今後も、各自治会や各種団体から依頼があれば、出前講座に対処しますので、活用していただければありがたいです。

7番（津崎淳子さん）

退監された防災専門監は、大雨や台風のあとなど雄川を見て回ったり、ドローンを駆使したり、防災出前講座ではその他、その地域の災害想定や避難について教えていただき、町のために貢献してくださりました。

4月から、消防防災支援員を配置され、町長の指揮のもと、町民の安全安心を引き続き守っていただけるようにしていただきたいと思っております。

次をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、津崎議員の第1問第②項、防災・災害避難情報の周知方法について伺う

とのご質問でございますが、避難情報の周知については、防災無線による放送と防災無線聞き逃し対策として、MBCテレビのデータ放送や、ホームページによる活字を使った周知を行っているところでございます。

今後も早めの避難を促すために、これらの情報収集の活用も周知してまいります。

7番（津崎淳子さん）

以前も防災行政無線の件を述べましたが、高齢者や聴覚障害の方たちは聞き取れなくてわからないとお聞きします。

またその、先ほど言われたように、MBCの南日本放送でdボタンで確認してくださいと周知していることは知っています。しかし、dボタンを押しての操作がわからない方が多いようです。

1のスライドをお願いいたします。（書画カメラ画像投映）

先ほど、町長が周知していくということをおっしゃりまして、広報の令和3年6月号に、このスライドに載せている面が出てるんですけど、MBCテレビのdボタン、MBC南日本放送のアプリ「南大隅町からのお知らせで、防災行政無線の聞き逃しを確認出来ます」と、そのマークが出ている下に、小さい字で書かれています。で、町公式ホームページとして、町の公式ホームページ、町公式ツイッター、町公式LINE、MBC南放送アプリで、最新情報はこちらからご覧くださいと書かれています。

しかし、我が町は高齢者が多いです。テレビでdボタンの機能についてもわからない、スマホやパソコンからアプリをQRコードの読み取りから手順に進めない方が多く見受けられます。

変なサイトに行き、ひっかからないかと、諦める方もいます。なので、MBCのdボタンの操作方法やアプリの手順の仕方を、より詳しく、広報で取上げたり、老人会やサロンや自治会長会などで、周知啓発していただきたいと思います。いかがでしょうか。

町長（石畑博君）

今議員がおっしゃったとおり、ご高齢の方が多くの中では、100%全てにとという部分が、いかがなものかという部分で、評価をいただいているところであります。

公式には、防災無線で流していったって、戸別受信機そしてまた外の大型のスピーカー等でしておりますけれども、風等によって聞きにくいところもあったりするわけですが、可能な限り、丁寧な発し方をしていきたいと思っております。

そしてまた今お示しいただきました、公式のツイッター、LINE等についても、全ての方々がそういった受信施設として、機能があるわけでもないですので、今おっしゃいましたように、高齢者の方々の集まりのときに、機器そのものをお持ちの方があればですね、そういった情報がこうして見れるんだよという指導もしていくのは重要かと思っております。

そしてまた、あわせて今、自治会の中でも、そういった例えば若い方々が、お年寄りの方々に、LINEのやり方とかも、それはデジタル支援として、スマイル支え合い活動事業の中でも、費用も見れるようになっておりますので、そこもあわせてそれぞれの自治会等へも、案内しつつ、また指導もしていきたいというふうに考えますので、よろしく申し上げます。

7番（津崎淳子さん）

スマイル支え合い活動事業で、このデジタル支援ということで使えるということ、知り、周知していただきたいと思います。

また全ての人がネットを使えるわけもないということでなんですけど、ほかの自治体の例ですが、大崎町では「大崎町防災メール」として、大崎町の防犯防火災害情報や、緊急情報などもメールで知らせています。

大崎町の防災メールもQRコードを読み取り、登録をすると、メールで情報が来て、〇〇地区に発令しておりました警戒レベル3の高齢者避難につきましては解除されましたとか、〇〇センターの避難所につきまして閉鎖いたしました、メールが来ます。

登録するのに、ご利用のヒントと記載されていて、そこをクリックすれば、問題が発生した場合の原因や解決方法にアクセスできるようになっています。

鹿屋市や垂水市、東串良町など、多くの自治体も、この「全国の安全安心メール」を活用されています。

ネットを使えない、しない人には良いのではないかと思います。

次に、避難場所の情報についてですが、2のスライドをお願いします。（書画カメラ画像投映）

これは南大隅町の公式ホームページの「避難所」を開けば、場所名の一覧が出ます。場所名をクリックすれば、場所の写真と住所と地図が出ます。左横のようになります。参考までに、ほかの自治体の避難所一覧をご紹介します。

3のスライドをお願いします。（書画カメラ画像投映）

これは、佐賀県武雄市の避難所一覧ですが、一次二次避難場所、災害の種類で、可能な避難所が適さないか、適すかと記載があり、避難所名の横に地図と記載があります。もう少し大きくしていただいて良いですか、場所名の。（書画カメラ投映画像の拡大）その横に青い字で地図と書いてありますが、地図をクリックすれば、Googleにリンクして、場所の写真やルートが表示され、ルートをクリックすれば、下の方をもうちょっと上に上げていただいて、（書画カメラ投映画像の位置調整）左、もう少し左に、左の方をアップし、クリックしたところの、はい、それを、はい、ルートIIとありますので、そこをクリックしていただければ、現在地を入力すれば、Naviで案内してくれます。

4のスライドをお願いいたします。（書画カメラ画像投映）

これは福岡県筑紫野市の避難所一覧ですが、こちらも施設名をクリックすれば、内部リンク、また、ヤフー天気災害へリンクして、設備状況や地図が出ます。ほかの地域でも、一次二次避難所、福祉避難所、外国人や、要介護者や障害者や妊婦、乳幼児等、特に配慮を必要とする要配慮者優先避難所の記載など、様々に情報を記載しています。

我が町は、移住者もいますし、観光客や外国人の方も来ます。足腰の悪い方もいます。

町民の方も、自宅で避難するか、避難所に避難するか、災害の種類によって、適さない避難所があるかもしれませんので、目安、判断材料として、一歩進んだ、より詳しい情報提供された避難所一覧表を作成していただきたいと思います。

町長は今のままで良いと思われませんか。

町長（石畑博君）

今いろいろお示しいただいてありがとうございます。いろいろな自治体が、それぞれに工夫をされて、使い勝手、情報案内の、非常にスピーディーな外部とのそういったリンクなんかもありますので、本町の町に合った形で、可能な限りそういった方向には、取り組んでいきたいと思えます。

7番（津崎淳子さん）

可能な限り検討していただけるということで、それに加えて今コロナ禍によりこの各場所の収容人数も、従来より制限があると思えますので、設備情報や収容人数や開設中の有無なども検討していただければと思えます。

最後に、避難所標識の設置について、5のスライドをお願いします。（書画カメラ画像投映）

これは東京都多摩市の避難所の看板です。外国人来訪者にもわかりやすいように、3か国語を表記されていて、下記に防災情報メールや多摩市避難所一覧のQRコードや、災害種別ごとの適否マークが入っています。あと、外国人向け災害情報提供アプリのQRコードもあればと思えます。

町民の方にも、日頃から目に入れば、意識して、災害時の行動に役立つと思えますので、避難所一覧とともに、御検討いただきたいと思えます。次の2問目、図書館運営についてお願いします。

議長（松元勇治君）

休憩します。

10 : 54
～
11 : 01

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き再開します。

教育長（山崎洋一君）

津崎淳子議員の第2問、図書館運営について、第①項、コロナ禍により、利用者に影響があったか何うとのご質問でございますが、初期の感染が拡大していた時期には、臨時休館や滞在時間の制限を設けたり、来館を本の返却のみに制限したり、利用者に不便をおかけしましたが、現在は特に制限は設けておりません。

また、入館者数につきましては、コロナ禍前の令和元年度と令和3年度を比較して、5千6人の減少で、率にして、30.8%減少しております。

一方、貸出冊数は、令和元年度と令和3年度を比較して、180冊の減少で、率にして0.6%の減少にとどまっており、1人当たりの貸出冊数が増えたことから、利用者への大きな影響はなかったものと考えております。

7番（津崎淳子さん）

図書館でのコロナ感染対策はどのようにされておりましたか。

教育長（山崎洋一君）

図書館独自の感染対策につきましては、感染拡大時の入館制限や入館者記録を行いました。

また、閲覧台、本棚、本の消毒作業などを行っております。入館時に、サーマルカメラによる体温確認、手指消毒、そして館内換気の徹底を行っております。

7番（津崎淳子さん）

先ほど、来館者数が減少して貸出数がさほど減ってはいなかったということなんですが、入館者数が減少していることに対して、対策は何かとられたのでしょうか。

教育長（山崎洋一君）

利用者の減少につきましては、現在のコロナ禍の状況下ではやむを得ないと考えております。

感染症対策や、丁寧な対応で、利用者が安心して利用できるように努めているところであります。

7番（津崎淳子さん）

先ほどお聞きしますと、コロナ禍感染対策とかかれてということなんですけど、この減少というのはやはり、人口の減少や、図書館が密集した空間のイメージで、入館自粛を考えたのではと思います。

このコロナ禍の状況を見ながら、開館するのも大変だったと思います。感染対策しながら、興味を持ってもらうようなコーナー設置したり、楽しんでもらう仕掛けやイベントを工夫され、努力されているのがうかがえます。

次に、②項の、現在実施されている事業についてお伺いいたします。

教育長（山崎洋一君）

次に、津崎議員の第2問第②項、現在実施されている事業について伺うとのご質問でございますが、根占図書館は図書館法に基づく公立図書館で、図書、その他の資料を収集し、一般の利用に供し、その教養、調査研究等に資することを目的としております。

また、根占図書館は、明治16年、九州で初めて、全国でも4番目に、磯長徳三がつくった根占書籍館（ねじめしょじやくかん）が、その前身で、歴史ある図書館であります。

図書館事業につきましては、本の購入と貸出業務以外に、特色ある事業といたしましては、移動図書館事業、ブックモバイル事業、大隅広域図書館ネットワーク事業、ブックスタート、セカンドブック、サードブック事業などを行っております。

7番（津崎淳子さん）

実施されている事業の中で、移動図書館の内容、現状について教えてください。

教育長（山崎洋一君）

移動図書館の内容と現状についてですけれども、移動図書館は、町内の銀行や

福祉施設などの事業所、公共施設などに本を置いてもらい、訪れた方が、本を読んだり、借りたりできる事業です。

令和3年度の、配置状況は、根占地区は15か所、2956冊。佐多地区は9か所、1920冊でございます。

また、移動図書館設置の新規要望につきましては、いつでも配置は可能です。4月号の町の広報紙でも、受け入れ先の募集を行ったところがございます。

7番（津崎淳子さん）

新規の希望もいつでも可能ということなんですけど、例えば辺塚の地区社協をされている旧辺塚小学校など、要望があれば可能なんですか。

教育長（山崎洋一君）

はい、要望があればそれは可能でございますのでぜひ応募していただければと思っていますところがございます。

7番（津崎淳子さん）

移動図書館は良い事業だと思いますので、引き続き、たくさん置く場所が増えればと思いますので引き続き働きかけてください。

次に、ブックモバイル事業についての、内容と現状について教えてください。

教育長（山崎洋一君）

ブックモール事業は、定期的に根占図書館にある本を町内の各小学校に届け、貸出業務を行う事業でございます。学校図書館を補う事業でもあります。

令和3年度は、神山小33回で、5021冊。佐多小17回で1736冊。根占中17回で2232冊。第一佐多中、18回で597冊。合計で85回、9586冊、延べ3960人の児童生徒の利用がありました。

7番（津崎淳子さん）

学校に図書館があり、なぜこの、ブックモバイルという事業されるのかなと思いましたけど、図書館にない本をたくさん持ってこられるということで、それを児童達は楽しみにされていると聞きます。

次に、大隅広域図書館ネットワーク事業について、内容と現状について説明をお願いします。

教育長（山崎洋一君）

教育振興課長に答弁をさせます。

教育振興課長（浜田幸夫君）

大隅広域図書館ネットワーク事業は、大隅地区内14の公立図書館の本を、インターネットを利用して、お互いの本を貸出、返却できるシステムです。

令和3年度の利用状況は、大隅全体では、2万4896冊の貸出があり、南大隅町では、他の市町の本を借りたのが、679冊、他の市町へ貸出したのが287冊の実績になっております。

7 番（津崎淳子さん）

この大隅圏域内の公共図書館を相互利用できるということなんですけど、インターネット予約で行い、受け取り、返却の方法はどのようにされているんでしょうか。

教育振興課長（浜田幸夫君）

利用につきましては、インターネットで、大隅広域図書館ネットワークを検索していただくと、利用の案内が出てきます。私も登録してるんですけども、スタートの時点では若干、電話番号とかいろいろ入れないといけませんので、若干ご面倒をかけますけれども、1回登録していただくと、次は簡単にできるようになっておりますので、もしわからない方がいらっしゃれば、支援をしていきたいと思っています。

7 番（津崎淳子さん）

受け取り返却の方法なんですけど、これは、他の地域で借りて、インターネットで予約して、他の図書館で受け取って、根占図書館で返却するということはできるんでしょうか。

教育振興課長（浜田幸夫君）

広域ネットの予約と返却につきましては、自分の町以外の公立図書館のものを予約をして、自分の町にある図書館で借りて、そこに返すということになります。

鹿屋にあるやつを、大崎で借りて、志布志で返すというのは出来ないということになってます。

7 番（津崎淳子さん）

この事業は、選ぶ本の量も増えて、良いことだと思いますが、しかし、根占図書館で受け取り、根占図書館に返却しないといけない。で、図書館に受け取りに行かないといけない。先ほどの事業の移動図書館も限定された場所で、各地域にはない。

ブックモバイルは、最初は、図書館に行けない地域の児童生徒たちに行っていたけど、近くても行けない子供たちもいるので、学校からの要望があり、全生徒を対象に行われています。

この三つの事業の内容を聞き、子供たちは学校で借り、返却が出来ますが、本を読みたいけど、図書館に行けない人、車の免許を返納した人、交通手段を持たない人、障害者の方、図書館より遠方の方など、来館困難者に対して、私は、本の宅配サービスを提案いたします。

対象者は高齢者、障害者、遠方の方です。では、方法はといえば、今年3月まで、辺塚でお買い物弱者のために、コミュニティーバスを利用した貨客混載サービスを実証運行されていたように、本の宅配も出来ないでしょうか。

町長が、コミュニティーバスのコースを増やしてくださり、広がったので、予約した本を、コミュニティーバスを利用時に受け取ったり、バスの駐車場で受け取り、返却したりができれば、来館困難者が本を手にとる機会が増えると思います。

加えて、大隅広域図書館ネットワーク事業の本の受け取り返却を、根占図書館

となっていますが、コミュニティーバスでの受け取り返却も可能となれば、より利用者にとって便利になります。本の宅配が無理なら、ブックモバイルみたいに巡回する移動図書館が出来ないかと考えます。現在されている移動図書館は、それぞれの場所に置く図書館ですが、車自体が本を乗せて巡回する移動図書館です。鹿児島県内では鹿屋市、霧島市、志布志市ほかされています。

この2案について、どうお考えでしょうか。

教育長（山崎洋一君）

本の宅配サービスにつきましては、その必要性は私たちも感じているところでございます。ただ、予約、それから宅配の方法、返本、そんなことについて、どのような形でできるのか、今後十分検討を重ねていって、実施出来る様な方向で検討させていただければと思っているところでございます。

7番（津崎淳子さん）

はい、ぜひ検討していただきたいし、それがまた無理でしたら、先ほど言いました移動図書館というのも考えていただきたいと思います。

全ての町民が本と出会える機会、本が身近にある暮らしになるようにと提案しました。違う方法でもよいので、来館困難者に対して、検討していただきたいと思います。

次の③項をお願いします。

教育長（山崎洋一君）

次に、津崎議員の第2問、第③項、来年度、南大隅町根占図書館創立140周年記念の施策を考えられているのか伺うとのご質問でございますが、実施する方向で考えております。

内容といたしましては、例えば、根占図書館の歴史講演や表彰、活動発表、展示などを想定しております。創立140周年の記念事業にふさわしい、充実したものになるよう、十分な検討を重ねてまいりたいと思っております。

7番（津崎淳子さん）

いろいろと140周年に向けて考えていらっしゃると思いますが、私も創立140周年にあわせて幾つか提案させていただきたいと思いますが、先ほどの、何度もいいますが本の宅配、移動図書館も検討していただきたいのですが、現在行っているブックスタート事業、セカンドブック事業、サードブック事業について、内容と現状についてまず教えてください。

教育長（山崎洋一君）

今出ました三つの事業について説明いたします。

まず、ブックスタートは、誕生時に、家族での本との出会いとして、絵本を2冊、セカンドブックは、小学校入学時に本を読む楽しさを知るきっかけとして、本を2冊、サードブック事業は、中学校1年生に、心豊かな成長を願って、本を1冊贈るものであります。

令和3年度の贈呈実績は、ブックスタートで、28人に56冊。セカンドブックで41人に82冊。サードブックで51人に、51冊でございます。

7番（津崎淳子さん）

赤ちゃんから中学生になる前までに本を贈る事業で、大変好評とお聞きします。もう1段階アップして、中学卒業時か、成人式に旅立ち記念ブック事業として、本を贈りませんか。

図書館を設立された、磯長徳三氏は、これからの人間、世の中の知識を得ることが必要である。特に、郷里の根占は、辺地中の辺地で、文明の進歩にも遅れやすい。内外の有益な書物を読んで、知識を得ることが必要で、そのためにも、どうしても南大隅町根占図書館の前身である書籍館（しょじゃくかん）をつくらなければならないと奔走され、設立されたのが始まりだそうです。

この次世代を担う子供たちの新たな旅立ちに1冊の本が、これから歩む道へのきっかけになるかもしれないし、心の糧、心の支えになる1冊になるかもしれません。

いかがでしょうか。

教育長（山崎洋一君）

貴重な提案ありがとうございます。図書館運営審議会、いろいろ相談を申し上げて、検討して参りたいというふうに考えております。

7番（津崎淳子さん）

ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、生涯学習講座で、親子で楽しむ絵本の読み聞かせを開講出来ないかと。

昔、私は鹿児島市内に移住したときに、他の親子と出会う場がなく、公民館講座で、絵本の読み聞かせがありまして、それを受講し、手遊びをしたり、絵本の読み聞かせによる、親子共々、友達が出来、また、膝の上に乗せて読むことでスキンシップになり、絵本の選定や読み方も教わり、本を多く読むようになり、良かったです。

就園までの子供を持つ親子に、人と本当の出会いの場になるとと思います。子育て支援センターのみなまあと連携して、読み聞かせをされている神山小のよみよみたいや、佐多小学校のメルヘンの方たちにご協力していただいて、出来ないかなと思います。

いかがでしょうか。

教育長（山崎洋一君）

子供たちに感動を与える、子供たちにそういう本の喜びを与える、そしてまた、自分で読むのではなく、大人の方が読んでいただいて、子供に感動を与える、そういうようなことを考えると、大変ありがたい重要だと、こう思っておりますので、積極的にそういう対応については進めていきたいなど、こう思っております。

特に、ボランティアという考え方でやっていただければ大変ありがたいのかなあと思っておりますので、今後とも、取上げていただいて、やっていければと考えております。

7番（津崎淳子さん）

図書館のボランティアも養成されているということで、また、ボランティアの

養成のほうも随時募集していただきたいと思ひますし、生涯学習が出来ないようなら違ふ形でもいいので、検討していただきたいと思ひます。

今回、一般質問する前に、図書館の始まりから、事業内容、イベント等の取組や、図書館内の隅々まで教えていただき、大きな図書館に負けない工夫をされていて感心しました。

高齢者の方で、昔は本を読んでいたが、字が見えんようになって、読まなくなったと言われました。何とかならないかなと思ったら、視力の弱い方や、高齢で、文字が読みづらくなつた方にも、読みやすいように、大きな活字で組み直した大活字本があると教えていただきました。

小さい図書館ですが、魅力がいっぱいあります。もっと広報や町のホームページで情報を発信して周知してください。

また、図書館2階にある南大隅町歴史民俗資料室も、リニューアルされ、九州初の我が町の図書館を創立された、磯長徳三氏をはじめ、南大隅町にゆかりのある偉人や歴史、文化を広く知る場となっています。

ぜひ皆さんに見ていただきたいと思ひます。

訪れる方が困難な方にも、本と出会う機会を与えていただけたらと願ひます。

最後に、教育振興課長より、この機会に、図書通になってくださいと言われました。

また、行きたい、見たい、借りたいと思ひましたので、たくさんの方が、図書館を通して、町民の皆様が図書通になられることを願ひ、私の一般質問を終わります。

議長（松元勇治君）

次に、幸福恵吾君の発言を許します。

[10番 幸福 恵吾 君 登壇]

10番（幸福恵吾君）

さきに通告いたしました一般質問として、公的施設等の管理について伺ひます。

人口規模に対して、多くの公的施設を抱える我が町において、公的施設等の管理については、今後の財政状況等を踏まえて、計画的かつ効率的な管理運営が求められています。

そこで、第①項、公共施設等の管理について、今後の方針を伺ひます。

第②項、使用されていない施設で、具体的な計画が進んでいる施設があるか、伺ひます。

以上で壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

幸福恵吾議員の第1問、公共施設の管理についての第①項、公共施設の管理について、今後の方針を伺うとのお質問でございます。

本町の公共施設等につきましては、平成27年度に策定した総合的な管理の基本

方針を定めた公共施設等総合管理計画と、令和 2 年度に施設ごとの実施方針を定めた公共施設等個別施設計画を基本に、管理を進めているところでございます。

本町の規模にあった公共施設の適正な保有量を目指すため、今後の更新費用や、施設の整備状況などを把握しながら、財政負担の軽減を念頭に置いた施設マネジメントに努めていきたいと考えております。

10番（幸福恵吾君）

南大隅町公共施設等総合管理計画を見ると、公的施設を、人口規模に見合った施設保有量にしていく必要性が掲げられています。

今後 40 年間で、公共施設の 50%削減、直近の 10 年間で 15%の削減が目標とされています。その目標を達成するためには、現在使用されていない施設をどう取り扱っていくかということが非常になってくると思います。その観点から、第②項、現在使用されていない施設で具体的な計画が進んでいる施設があるか、伺います。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、幸福議員の第 1 問、第②項、使用されていない施設で、具体的な計画が進んでいる施設があるのか伺うところのご質問でございますが、使用されていない公共施設につきましては、これまでも、様々なご提案やご意見を賜る機会がございましたが、現時点においては、まだ具体的な計画が進んでいる施設はないところでございます。

10番（幸福恵吾君）

現在使用されていない公共施設について、計画的、具体的な計画が進んでいるところはないというところですが、現在ほぼ使用されていない公共施設の中で、3か所、現状をお伺いしたいと思います。

まず、佐多ダイランドについて、現在使用されていないようですが、その経緯についてお伺いします。

町長（石畑博君）

所管の課長に答弁させます。

商工観光課長（愛甲真一君）

はい、ご質問の佐多ダイランドにつきましてでございます。

平成 30 年度まで、指定管理者として、民間事業者が運営されておりましたけれども現在は、議員が言われました閉館となっております。

これまで、新たな指定管理者、公募をしましたがけれども、現地説明会までは参加はあったんですけれども、応募というところまでは至っておりません。

現在、数件の問合せがございますけれども、具体的な進展がないところでございます。

10番（幸福恵吾君）

はい、写真のほうをお願いします。(書画カメラ画像投映)

佐多デイルンドの施設についてちょっと見に行かせていただいたんですが、これが、レストランとはまた別のところになります。コテージになります。ここに2件、次をお願いします。(書画カメラ画像投映)ここに3件ですねコテージがあります。

ここには載ってないんですけれども向かい側、道路向かいのところにもちょっと広めのコテージがもう1件あったと思います。

次をお願いします。(書画カメラ画像投映)

ここがちょっとレストランを写ってないんですが右側にレストラン、そしてその前が、今ちょっと荒れた状態なんです、広場になっています。

次の写真をお願いします。(書画カメラ画像投映)

これがその向かいにある、ちょっと広めのコテージになります。佐多デイルンドについては平成5年に整備され、築29年が経過していると伺っています。そしてちょっと見させていただいた中でこのコテージと、レストランを再稼働したとしてもなかなか採算性が難しいのかなというふうにも感じました。なので指定管理者もなかなか手を挙げきらないというところはあると思います。

しかし施設としては、ちょっと見た感じだと雨漏り等も、ないような感じで、施設としてはまだ使える状態なのかなという印象を受けました。

では、次の施設について、川南の旧町立根占学校給食センターについても、現在までの経緯をお伺いします。

町長(石畑博君)

所管する課長に答弁させます。

商工観光課長(愛甲真一君)

川南にございます旧給食センターの現在の利用状況でございます。

平成30年の9月まで、民間事業者のほうに貸付けを行ってございましたけれども、現在利用されていない状況となっております。給食センターにつきましても、数件の問合せはございますけれども、利用申請までには至っていない状況でございます。

10番(幸福恵吾君)

はい、写真をお願いします。(書画カメラ画像投映)

この川南の旧町立根占学校給食センターについてはこの1枚だけの外からの、写真なんですけれども、昭和53年に整備され、築44年が経過していると伺っています。

この学校給食センター跡については、立地条件は良いものの、施設が老朽化し、雨漏りもかなりあり、修繕するとしたらかなり多額の費用がかかるということもお聞きしています。

こういった、この今挙げました二つの施設、佐多デイルンド、この旧学校給食センターについては、立地条件、施設の健全度等を考えると、今後町がそのまま保有し、有効活用していくことは難しいのではないかと考えています。

佐多デイルンドについては、施設がまだ使えるものの、ちょっと立地条件が悪いのかなと。学校給食センター跡については、施設が老朽化して厳しいものの立

地条件は良い、そういった中での活用方法っていうのが、なかなか今挙がってこないのかなと思っています。

こういった状況の中で町長にお伺いしたいと思いますが、この二つの施設を含めて、使用されていない施設について、民間事業者あるいは個人に向けて、売却の意向がないかお伺いします。

町長（石畑博君）

まず佐多デilandについてでございますけれども、これまでにいろんな方々がお話しにこられております。

今も1件ほど、事務所、休養施設としての利活用に申出が来ているところです。

これは、一番、真ん中にある大きい建物です。

先程、写真でお示しをいただきましたコテージについては、やはり観光ルートから今外れている中で、当時は賑わいであったわけですが、なかなかもう指定管理者が、採算性等で厳しいということで、今いらっしゃらないわけですが、このコテージについても、個々の方から、2件ほど今、コテージを今もう朽ちる前に個人に売ってくれないかという申出は、公式に来てませんが、お話としては来ているところでありまして、今のところはコテージについては、今後見込んだときには、もう売却の可能性、売却の方向がいいのかなと私個人では思っております。

佐多デilandそのものの本体の建物、大きい建物については、さっき申し上げました利用の申出があって、ずっとですね、それから敷地全体を、売却の申出等もありますけれども、なかなかそれが具体的に来ているということではありませんので。

いずれにしてもやはり、地域の方々のご意見を伺いつつ、方向性は定めたいというふうに思います。

給食センターについては、もう今、年数もたっておりまして、耐年数についても大分経過をしております。施設が大き過ぎて、前利用者の方も施設の維持費に往生されていた経緯があります。

そしてまた今度は、大型の空調等それからダクト等を使うことで、周辺にも住宅等が出来ていることから、現位置でのそういった新たな利活用という部分では、非常に厳しいと思っております。

かつ雨漏り等もしておりますので、施設を売却しても、工場等の、そういった利活用にはちょっと適さないかなということでもありますので、今年度も利活用の申出があって、現地も見られたと聞いておりますけれども、やはり使えないということでお話があったところでもあります。

10番（幸福恵吾君）

はい、公的施設の取扱いについては今後、利活用するとしたら、そこに関する管理、修繕費等は、町が持つという、大家として形になると思います。

本当にその、必要性があるかというところで、実際その売却っていうのを、選択肢として入れていただきたいなと思っております。

売却を選択するとしたら、資産価値のあるうちに売るというところ。今の、町として観光地として、定住移住のまちとして、一定の評価があるうちに、資産価値のあるうちに売るという選択を持っていただければと思います。

最後に、旧宮田小学校の跡地の現状についてお伺いします。

町長（石畑博君）

所管の課長に答弁させます。

議長（松元勇治君）

学校でいいですか。

教育振興課長（浜田幸夫君）

はい、宮田小学校につきましては、平成8年に改築をしております現在26年経過しております。平成25年度小学校統合に伴いましてその後、閉校という形であります。

現在の利用につきましては、宮田校区公民館に一時的な利用ということで、利用と管理をお願いしております。

現在のところ消防施設の修理とか等で年間電気代も合わせて、40万円程度の管理費がかかっている状況でございます。

今後につきましては、利用の希望等につきましては、以前電話等で、使いたいとかっていう問合せがあったように聞いておりますけれども、正式な記録は残っておりませんが、今のところ具体的な利用方法、今後の計画についてはありません。

10番（幸福恵吾君）

旧宮田小学校については、築26年が経過しているというところですが比較的新しい小学校跡なのかなと思います。で、立地条件的にも、例えば大浜海浜公園とセットで考えて、近年のアウトドアブームを含めて、観光拠点として整備していく可能性も十分にあると思いますし、アクセス面を考えると、国道沿い、その他事業にも活用しやすい場所であると考えていますが、今後の活用の方向性について、町長のお考えがあればお聞きします。

町長（石畑博君）

1番新しい学校だというふうに思っております。

そしてまた今、グランドなんかも地域が毎月草刈り等をして、地域ごとに力を入れた形で常時管理もされております。

校舎内についても、地区公民館が使ったり、いろんな部分で、活用もありまして、1階、2階、3階、きれいな形であるところでもあります。

学校の施設分については、今、ユクサおおすみ海の学校とか、ああいった形の利活用には1番適しているのかなというふうに思っております。

せんだって、企画の中でのご提言の中にも、宮田小、大泊小の提言がありまして、宮田小につきましてもまた別のルートでも、大浜の漁港から道の駅までの間を総合的に開発していく、そういった事業を取り組んでいく、こういった事業もある、というご提言もいただいたところでもあります。

今の現状のままやはり利活用しづらいことも、ただ、地域からもう草払いん為やっじゃねか、とおっしゃる声も聞いております。

施設の規模から言いますと、即利活用できるのは宮田小は可能かなというふう

に思っております。そういった観点から、大浜の海岸を含めて、海岸沿いのルート、そしてまたゴールドビーチに含めた形で、新しいまたホテル型の宿泊じゃなくてアウトドア型の宿泊、そういった部分へも提案が来ているところでもあります。

こういった形での今後整備をしていくかという部分は、まだ方向性は付けておりませんが、地域の方々もご高齢になられた中では、特に今大浜中の自治会等については、移住者も非常に多くてそういった方々を中心に、学校周辺についての、地区公民館を主体とした、そういった新たな取組についての話があるところでもありますので、地域のご意見も参考にしながら、今後、町が目指す観光の方向について、神川の例、ユクサおおすみの例、そういったものを含めて議論していければというふうに考えているところです。

10番（幸福恵吾君）

現在使用されていない、公的施設について、利活用するとしたら、1番の活用のメインってというのは、職員ではなく、地元の住民だったりとか、民間の事業者が管理していくという可能性が高いと思います。

そういった中で、ちょっと情報をもう少し公開したほうがいいのかと、今ここは空いていて、何か、活用方法はないですかというふうに、町報で問い掛けるでもいいのかなと思っています。

例えば宮田小だったら今は1階の1部分は公民館施設としても使っていると思うので、もうそこは使わないとしても、2階部分、3階部分は、何か活用方法はないですか、というふうに、ほかの施設についてもですけど、地元だったり、民間の事業者がちょっとイメージを持って、そして提案ができるような取組が出来ないかなあとと思っています。

今の時点ではちょっと余りにも情報が、非常にこう狭くなっていて、使えるのかどうなのかなって思っているうちにほかの人が使っていたとか、じゃ使えたんだったら希望を出したのに、というような町民としての感情は出るところもあるのかなあと、もっとみんなで意見を出し合って、出せば早い者勝ちではなくて、いろんな方が、商業的なのか、あるいはもう福祉的なところなのか、そういうところも含めて、地域住民全体で、町全体で検討していくような形の流れができればと思っていますが、いかがでしょうか。

町長（石畑博君）

ありがとうございます。公募型のそういった提言については今大事なことかと思っておりますので、今、公にこちらが募集したんじゃないかと、相手方が来られておりますので、そういった方々を合わせて、提言のそういった部分をつくったり、ある意味、地域の情報とかそういった地理的状況、施設の状況をやはりホームページ上で募集するというのは、良い考えでありますので、その方向で、期間を要しない形で、その取組には、取り組みたいというふうに考えます。

10番（幸福恵吾君）

今日、質問させていただいた中で売却について、そして利活用について、利活用までの流れについて提言させていただきましたが、実際活用できるかどうかはわからないですし、利活用しようとして、なかなかうまくいかないところもあると思います。

ただ、うまく活用できれば、交流人口は増加すると思います。

そこについて最終的には、町長が判断してすることだと思いますが、売却についても、利活用についても、しっかりとやっぱスピードを持っていただいて、そして、しっかりと判断をしていただいて、今計画が立てられてるものだと思いますので、計画にできるだけ沿って、進んでいただけるように、お願いしたいと思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（松元勇治君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11:46

～

13:10

（ 全員協議会 11:46～12:09 ）

▼ 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件を議題とします。

本件について、町長の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦について意見を求める件についてであります。

本件は、令和4年12月31日をもって任期満了となる松永裕子氏を再任するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聴いて候補者として推薦するものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人権擁護委員の推薦適任者であるという意見としたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件は、推薦適任者であるという意見にすることに決定しました。

▼ 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件

議長（松元勇治君）

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件を議題とします。

本件について、町長の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

諮問第2号は、人権擁護委員の推薦について意見を求める件についてであります。

本件は、佐多地区に人権擁護委員1名の欠員を生じていることから、川越貢氏を新たに任命するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聴いて候補者として推薦するものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人権擁護委員の推薦適任者であるという意見としたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件は、推薦適任者であるという意見にすることに決定しました。

▼ 日程第4 議案第16号 消防小型動力ポンプ付積載自動車購入契約の締結について議決を求める件

議長（松元勇治君）

日程第4 議案第16号 消防小型動力ポンプ付積載自動車購入契約の締結について議決を求める件についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第16号は、消防小型動力ポンプ付積載自動車購入契約の締結について議決を求める件であります。

本件は、消防小型動力ポンプ付積載自動車の購入契約につき、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、消防小型動力ポンプ付積載車自動車購入。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、1千1百22万円。

契約の相手方は、鹿児島市南林寺町16番6号

株式会社鹿児島消防防災 代表取締役 種子田浩市氏でござ

います。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号 消防小型動力ポンプ付積載自動車購入契約の締結について議決を求める件について採決をします。

お諮りします。

本案は、決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号 消防小型動力ポンプ付積載自動車購入契約の締結について議決を求める件については、可決されました。

▼ 日程第 5 議案第 17 号 南大隅町青少年研修基金条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第 5 議案第 17 号 南大隅町青少年研修基金条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第 17 号は、南大隅町青少年研修基金条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、一般財団法人岩崎育英文化財団から 30 万円の寄附があったことを踏まえ、南大隅町青少年基金に増額することから所要の改正を行うものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第 17 号 南大隅町青少年研修基金条例の一部を改正する条例制定の件についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 17 号 南大隅町青少年研修基金条例の一部を改正する条例制定の件については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 6 議案第 18 号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第 6 議案第 18 号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第 18 号は、南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正されたことを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

今回の改正内容は、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を現行の 1 回から 2 回にまでとする、取得回数の制限を緩和するためのものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第 18 号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第 18 号 南大隅町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 7 議案第 19 号 南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第 7 議案第 19 号 南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第 19 号は、南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。
本件は、11 月から開始を予定しているコンビニエンスストアでの証明書交付の

中で、マイナンバーカードを用いて印鑑証明書を取得することができるように、
所要の改正を行うものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号 南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号 南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 8 議案第 20 号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件

議長（松元勇治君）

日程第 8 議案第 20 号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第 20 号は、南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件であります。

本件は、馬籠・松山線道路改良舗装工事のための、事業費 1 億 1 千 2 百 50 万円を内容とする折山辺地総合整備計画、及び辺塚分団に配置する小型動力ポンプ付積載車を導入するための、事業費 1 千 2 百万円を内容とする辺塚辺地総合整備計画を策定するものであります。

なお、本件については、県関係機関との協議済みでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号 南大隅町辺地総合整備計画の策定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 9 議案第 21 号 南大隅町過疎地域持続的発展計画の変更について議決を求める件

議長（松元勇治君）

日程第9 議案第21号 南大隅町過疎地域持続的発展計画の変更について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第21号は、南大隅町過疎地域持続的発展計画の変更について議決を求める件であります。

本件は、既定の計画に、有害鳥獣捕獲事業、漁港物揚場舗装事業、漁港臨港道路舗装事業、第1次産業新規就業支援制度事業、道路改良舗装の古殿花ノ木線をそれぞれ追加するものであります。

また、道路改良舗装の塩入中線の幅員を4mから5mに変更するものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第21号 南大隅町過疎地域持続的発展計画の変更について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号 南大隅町過疎地域持続的発展計画の変更について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第 10 議案第 22 号 令和 4 年度南大隅町一般会計補正予算（第 6 号）について
- ▼ 日程第 11 議案第 23 号 令和 4 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ▼ 日程第 12 議案第 24 号 令和 4 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）について

議長（松元勇治君）

日程第 10 議案第 22 号 令和 4 年度南大隅町一般会計補正予算（第 6 号）についてから、日程第 12 議案第 24 号 令和 4 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）についてまで、以上 3 件を一括議題とします。

本案について、提案の理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第 22 号から 24 号まで、一括して、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 22 号は、令和 4 年度南大隅町一般会計補正予算第 6 号についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3 百 37 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 73 億 2 百 1 万 4 千円とするものであります。

歳出予算は、新型コロナウイルスワクチン接種事業、物価高騰対策福祉施設等支援事業、道路維持補修事業などに係る経費でございます。

歳入は、地方交付税、国庫支出金、県支出金などを計上したものであります。

次に、議案第 23 号は、令和 4 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 75 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 14 億 8 千 1 百 3 万 4 千円とするものであります。

今回の補正は、電算システム設定委託事業などに係る費用を計上するものであります。

続きまして、議案第 24 号は、令和 4 年度南大隅町介護保険事業保険事業勘定特別会計補正予算第 1 号についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 百 1 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 13 億 4 千 7 百 36 万 2 千円とするものであります。

今回の補正は、前年度の精算に係る支払基金交付金の返還などに係る調整を行うものであります。

詳細は、担当課長に説明させます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（熊之細等君）

それでは、議案第 22 号 一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明いたします。

まず、歳入のほうから主なものをご説明いたします。7 ページをお開きください。

11 款地方交付税に、今回の補正に係る財源としまして 4 千 8 百 27 万円を計上いたしました。

次に、15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、3 目衛生費国庫負担金に 1 千 2 百 76 万 1 千円、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金として計上いたしました。

8 ページをお開きください。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目衛生費国庫補助金に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金 1 千 4 百 4 万 9 千円を計上いたしました。

次に、16 款県支出金、2 項県補助金、5 目商工費補助金に 9 百 46 万 9 千円、鹿児島県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業費補助金として計上いたしました。

9 ページをお願いします。

今回の補正予算におきましては、地方債の補正も計上しております。

22 款町債、1 項町債、1 目総務債、1 節合併特例債ですが、地域振興事業として 4 百万円を追加し、続いて、3 目農林水産業費、2 節漁港建設事業債に、漁港建設整備事業として 3 百 70 万円を追加、3 節林道整備事業債は 1 百 80 万円を減額計上しております。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。

次に、歳出の主なものでございますが 10 ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、7 目自治振興費 6 百 48 万円は、地域振興施設の整備に対する補助金でございます。続いて、21 目新型コロナウイルス対策費、18 節負担金補助及び交付金 1 千 2 百 37 万 2 千円は、物価高騰燃料価格高騰に対する支援を行うものでございます。

12 ページをお願いします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、12 節委託料に、新型コロナウイルスワクチン接種事業として 1 千 2 百 76 万 2 千円、それから 13 ページをお願いします。一番上でございますが、ワクチン接種対策事業として 1 千 2 百 55 万円を計上いたしました。

14 ページをお願いします。

5 款農林水産業費、1 項農業費、7 目農地費、10 節需用費に 6 百万円は農道等の維持補修として予算計上いたしました。

次に、同款 2 項林業費、2 目林業振興費、24 節積立金は 7 百 18 万 8 千円の減額ですが、機械借り上げ料と原材料費及び交付金へ組み替えを行うものでございます。

15 ページをお願いします。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路維持費、10 節需用費 1 千万円は町道補修事業として。続いて、12 節委託料 6 百万円は、町道支障木伐採事業委託として計上いたしました。

以上、ご審議、ご決定くださいますようよろしく願いいたします。

税務課長（畦地明浩君）

よろしくお願いします。

それでは、議案第 23 号 国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

まず、歳入のほうからご説明いたします。6 ページをお開きください。

6 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金に 16 万 5 千円、国保情報データベースシステム改修に係る交付金として計上いたしました。

次に、9 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金に 59 万 3 千円はシステム改修及び納付書デザイン改修に係る財源として計上いたしました。

続きまして、歳出について説明いたします。7 ページをお願いいたします。

1 款総務費、2 項徴税费、1 目賦課徴収費 75 万 8 千円は、令和 5 年度より納付書に QR コード導入が義務化されたことによるシステム改修費及び納付書デザインの改修委託費 59 万 3 千円と、未就学児の均等割額減額措置に伴う国保情報データベースシステム改修負担金 16 万 5 千円でございます。

なお、QR コードに関する費用は、国保特別会計が全体費用額の 4 分の 1 で、4 分の 3 については一般会計において予算計上をしております。

以上、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

介護福祉課長（中村喜寿君）

それでは、議案第 24 号 介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

7 ページをお開きください。初めに歳出からご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費に介護報酬改定等システム改修費に係る負担金として 8 万 8 千円を。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金におきまして、介護給付費等の過年度分償還金等 1 百 93 万 1 千円を計上いたしました。

歳入でございますが、6 ページをお願いいたします。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目介護保険事業費補助金に、介護報酬改定等システムの改修費に係る国庫負担分を計上いたしております。

続きまして、7 款繰入金、8 款繰越金におきまして、所要の財源として調整を計上いたしました。

以上、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

▼ 散 会

議長（松元勇治君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

9 月 20 日は午前 10 時から本会議を開きます。

9 月 13 日は常任委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 : 令和 4 年 9 月 9 日 午後 1 時 3 6 分